

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

2020年5月12日

きょううされん  
斎藤 なを子  
理事長 (公印略)

## 新型コロナウイルス感染症に係る障害のある人及び 障害福祉事業所等に関する要望書（第4次）

平素より、障害のある人の地域生活を促進するため尽力されていることに、敬意を表します。また、この度の新型コロナウイルス感染症の流行拡大にかかわっては、障害関連部局の皆様が、障害のある人の命と健康、そして生活を守る観点から、日夜を分かたず奮闘なさっています。特に、報酬の柔軟な取り扱い等、貴省が、障害のある人と事業者の観点から様々な措置を講じてくださっていることに感謝しつつ、これらの措置が必ずしも市町村に徹底されていない現実に対しても、引き続きの対応をお願いしたいと存じます。

さて、緊急事態宣言が延長され、新型コロナウイルス感染症への対応は長期にわたることが見込まれます。障害のある人とその家族、支援者や事業者等は、ウイルスへの恐怖や先が見えない不安などから、疲弊していく一方です。

こうした状況を踏まえ、今回、当会から4度目となる要望を下記の通り提出させていただきますので、何卒ご対応の程よろしくお願ひいたします。なお、切実な実態をお伝えする観点から、既に要望させていただいた事項も含まれている点、ご理解ください。

### 記

1. グループホームや入所施設等で集団生活を送る障害のある人が、安心して支援を受け、そして支援者が安心して支援できるようにするためにPCR検査等を受けられるよう、早急に体制を整備してください。その後、この措置をすべての障害福祉事業を利用する障害のある人とその家族、支援者に拡大してください。
2. グループホームや入所施設等で集団生活を送る障害のある人が濃厚接触者になつた場合や、体調の変化から感染が疑われる場合に、物理的条件や本人の障害特性等から当該グループホーム等での待機が困難であれば、クラスターの発生を予防する観点から、安心して待機できる場所を提供してください。
3. 障害のある人が感染した場合、障害のない人と同等に入院や隔離等の措置を受けることができるようにしてください。その際、障害特性や本人の状況等を踏まえる必要があることから、家族や支援者と協議したうえで、措置の内容を決定してください。また必要な場合には、入院先や隔離先でも普段から支援している支援者が、万全の対策の下で支援を継続できるようにしてください。

4. 障害福祉事業所では、支援者が子供の学校の休校や濃厚接触者になったことによる自宅待機等のために出勤できず、人手不足となっています。2月17日事務連絡「社会福祉施設等における職員の確保について」では、「職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携・・・などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応を・・・」とありますか、この取り組みが有効に機能しているかどうかを検証するとともに、人材確保のための更なる措置を講じてください。
5. 地域生活支援事業である地域活動支援センターや移動支援等は、貴省が累次に発表しておられる報酬の柔軟な取り扱いや国からのマスクの配布等の対象となっていました。これらのことから、この個別給付事業と同様に、障害のある人の生活を継続して支えていくことができるよう市町村への働きかけを強めるとともに、厚生労働省としても必要な措置を講じてください。
6. 障害のある人の休所等のために、ほとんどの障害福祉事業所は減収となることが確実です。新型コロナウイルスへの対応が長期化することが見込まれる中、こうした事業所が障害のある人の生活を継続して支えるには、報酬や加算の柔軟運用だけでは不十分です。地域生活支援事業を含むすべての事業所が、少なくとも前年並みの収入を確保できるよう、新たな仕組みを早急に導入してください。
7. 新型コロナウイルス感染症対策として利用者が休所や一時帰宅等した場合に、電話等による支援も市区町村が認めれば報酬の対象となるという臨時の取り扱いについて、この措置が障害者総合支援法に基づく訪問系、日中活動系、施設系、居住支援系（グループホーム等）、訓練系、就労系の全事業に適用できることを、あらためて明らかにしてください。
8. 7項目について、このことを市区町村に明示的に伝達し、実施に際して市区町村ごとに格差が生じないようにするために、格差の有無を点検する体制を整備してください。

以上

【問い合わせ先】

きょううさん

担当：事務局長 多田 薫

Tel : 03-5385-2223

Email : k-tada@kyosaren.or.jp